

東広島市教育委員会定例会（令和8年1月）議事録

1 日 時 令和8年1月27日（火）午後1時40分～午後3時8分

2 出席者

(1)教育長 市場教育長

(2)委 員 京極教育長職務代理者、島本委員、棚橋委員、柏崎委員、正司委員

(3)事務局 【学校教育部】

片岡学校教育部長、榊原教育参与、神笠教育監、武上学校教育部次長兼教育総務課長、細本教育総務課施設安全担当課長、鷹橋学事課長、西村指導課長、徳満指導課参事、今井指導課参事、郡司教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長、大内スポーツ振興課長、手島生涯学習部次長兼文化課長、坂木青少年育成課長、尾畑生涯学習課課長補佐兼地域の学びの企画係長兼管理係長

(4)書 記 信原主任、大石主任主事、戸田主事

3 場 所 東広島市立御園宇小学校

4 議 題

(1)議案事項

議案第1号 令和8年第1回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

【非公開】

議案第2号 東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について

(2)報告事項

報告第1号 令和7年度文部科学大臣優秀教職員表彰について

報告第2号 令和7年度教育推進指定校における研究公開のまとめについて

報告第3号 令和7年度東広島アザレア賞の表彰について

【非公開】

報告第4号 専決処分の報告について

(3)その他

ア 第41回東ひろしま新春駅伝競走大会の結果報告について

イ 「ポップ・アート 時代を変えた4人」の開催について

ウ 令和7年度東広島市「二十歳のつどい」の結果報告について

エ 次回教育委員会定例会の日程について

- 市場教育長：それでは、定足数に達していますので、令和8年1月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、棚橋委員と正司委員でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の出席者についてご報告いたします。

福光生涯学習部長は、市長代理として公務にあたっておりますため、本日は欠席となります。

本日の会議の進行でございますが、議案第1号は、議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合の意見の申出に関することとして、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に当たるため、また、報告第3号は報道解禁前の案件として、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第7号に当たるため、それぞれ非公開として審議したいと思っております。委員の皆さんの意見を伺いたいと思っております。

いかがでございましょうか。

それでは、議案第1号、報告第3号は非公開として、その他の報告に続いて最後に提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第2号 東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について

- 市場教育長：それでは、議案事項からですが、議案第2号東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について、を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

- 坂木青少年育成課長：では資料の8ページでございます。1の提案理由でございますが、児童青少年センターの休館日及び開館時間を利用状況及び利用人数を踏まえ変更するため、この議案を提出するものでございます。2の改正案についてです。次の9ページに、規則の一部を改正する規則、10ページに新旧対照表を添付しております。内容の詳細につきましては、11ページ、児童青少年センターの開館日・開館時間の見直しについての資料をご覧くださいと思います。

まず改正概要でございます。児童青少年センターは、西条にございます児童青少年センターと、高屋にございます第2児童青少年センターの2か所でございます。西条のセンターは、平成13年よりサンスクエア東広島1階で運営しており、中高生の自習での利用が割合としては大きく占めますが、ボードゲームなどで遊んだり、備え付けの漫画を読んだり、くつろぐ場としても利用されているところです。令和6年度は、3万8,000人近くの利用がございました。高屋のセンターは高屋の出張所内にございまして、JR西高屋駅に近い立地から主に学校帰りの中高生が静かに自習できる場として利用しております。令和6年度の利用者数は約2,000人となっております。

続きまして令和8年4月から予定しております運営方法の概要についてご説明い

たします。西条のセンターですが、開館日は、これまでの火曜日から日曜日までの週6日から、月曜日を含む週7日とし、休館日は祝日のみといたします。開館時間につきましては、現行どおり、午前10時30分から午後8時までとし、変更はございません。次に高屋のセンターでございます。開館日は、現行の火曜日から土曜日までの週5日から、月曜日から金曜日までの週5日に変更し、土曜日、日曜日及び祝日を休館日といたします。また、開館時間につきましては、午後3時から午後8時までとし、現行の午後9時閉館から1時間短縮をするものでございます。

最後に、変更の理由についてでございます。利用者アンケートの結果、西条のセンター、高屋のセンターともに、月曜日の開館を希望する声が多く寄せられました。また、利用実態を見ますと、高屋のセンターでは、平日の利用者の方が土曜日よりも2倍以上多く、利用の多い時間帯は午後7時頃であり、午後9時までの利用は1人から、全くいない0人程度の少ない状況でございます。一方西条のセンターでは、曜日を問わず多くの利用がございます。これらの状況を踏まえまして、利用実態に即したより効果的な運営とするため今回の運用変更を行うものでございます。改正の施行期日は、令和8年4月1日としております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第2号東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○ 島本委員：ありがとうございます。西条のセンターはサンスクエアのところでよく見えるんですが、高屋のセンターは私も実際のところ何年か前に知ったくらいで、他の人も出張所の中にあることをあまり知らないのかなと思うのと、あったかやができたので、高屋の人はそちらに行くようにも思います。施設の中を見ていないので何とも言えないですが、今勉強しようとする椅子や机がパイプ椅子や会議室用の机でなくて、少しおしゃれであったり色が付いていたり、学ぶ環境が必要なのかなと感じます。高屋のセンターはどのようになっているか教えてください。

○ 坂木青少年育成課長：高屋の方は、おっしゃったとおり、出張所の会議室の一室を有効活用しているものになりますので、椅子と机につきましても会議室用の椅子と机を30席ほど座れるように用意させていただいています。高屋は、中高生の居場所として、あったかやが開館し、また、民間の施設として銀行さんがオープンスペースを一部作られて、子どもたちの居場所として充実した環境が増えてきております。ですので、この高屋の児童青少年センターにつきまして、今、静かに勉強したいという子のニーズにははまっているところがございますが、青少年の地域活動を今後展開していきたいという思いもございますので、そういった点でも様々な活用方法が考えられてくると思います。活動拠点に今後していきたいと考えておりますので、土曜日と日曜日は休館日になりますが、子どもたちの利用状

況を踏まえて検討をしていきたいと思っております。実際に、今年度ゆ一すふるチャレンジャーという中高生の団体による色々な活動を展開させていただいております。高屋では、「楽屋」という民間のリノベーションされた施設がありまして、そちらの方で中高生が子ども向けということで、試行的に小学生や子供たちに遊ぶスペースを1日設けるということをさせていただいております。中高生の手による子どもの居場所づくりも今後色々な形で模索していきたいと考えております。

- 島本委員：おっしゃったように、銀行のスペースですごくたくさん学生が勉強していますね。それから、ハローズのイートインスペースや今は潰れてしまいましたが小麦の奴隷というパン屋さんも早朝から2階を開放して勉強できるようにされていたり、民間の人もがんばってくれているので、どんどん皆さんに知ってもらうことが大事だなと思いました。中高生が夜の8時や9時まで外にいるのは環境的に良くないのかなとも感じたんですが、こうやって勉強しているということはいいことだと思います。ぜひ、自主的に掃除はどうしたらいいとか、こちらが決まりを作るのではなくて、利用する若者が自ら運営するような仕組みができたらいいなと思います。
- 棚橋委員：この児童青少年センターの案内は、何か継続的にされているのですか。というのは、子どもたちがどのくらいこういった施設があることを認識しているのかという観点があると思います。どんどん学年が上がって子どもたちも入れ替わっていくわけですね。例えば利用可能な小学校、中学校、高等学校に、継続的にパンフレットが置いてあるとか、そういった案内の活動はされているのでしょうか。
- 坂木青少年育成課長：何か定期的に市内の小中学校に対して案内を送っているということはないんですが、基本的には子どもの口コミが一番多い状況です。実際のところ情報ラウンジあったかやができて利用が減るのではないかと考えていたのですが、平日の利用は逆に若干ではありますが増えました。なぜ増えたのかというところですが、あったかやにつられて、子どもたちの間で、出張所の中にも静かに勉強するところがあるという情報が流れているということで、口コミが一番顧客を獲得する方法として強いことを実感しているところでございます。

今、子どもが、情報ラウンジではある程度グループ学習もできたりすることもあり少し賑やかな感じで使われ、図書館は静かな形で使われ、出張所の方は本当に静かな環境で使われていて、子どもが自分たちで棲み分けをしつつある状況がございましたので、こちらがこういう運用をしてくださいと提示するよりも、委員がおっしゃったように、自分たちで自発的に使うルールを決めていくのが理想かと思っております。

先ほどもありましたように、高屋全体が色々な居場所ができつつありますので、町全体で「ここはどのように使いたい」と子どもたちが自分で決められるようなサポートをしてきたいと思います。そういったところから周知を考えていき

たいと思っております。

- 棚橋委員：子どもの居場所というのは重要な点の一つになると感じます。例えば学校でたくさん宣伝したりたくさんビラを配ったりするような必要はなくて、情報ラウンジの中に、他にこんなところがあるという案内でもいいので、子どもたちの口コミの輪から外れている子どもが、そういった場所があるなら私も使えたのにと後で思わないように、平等に、こういった場所があるんだよということがわかるようなものがあつた方がいいんじゃないかと思います。

私は友だちの輪から外れていたから、結局小、中、高とそんな場所があると知らなかった、という子どもが出ないようにした方がいいかなという気がします。またご検討ください。

- 市場教育長：ほかにはありませんか。
- 島本委員：このセンターは西条と高屋にあると思いますが、これから福富、河内、賀茂北辺りで新たに作るとか、広げていく考えはあるんですか。西条であれば塾も多くあるけれど、山間部で塾がないとすると、静かに勉強できる場所としてこういった施設があつたらいいなと思うんですが、広げていったりはしないんでしょうか。
- 坂木青少年育成課長：周辺部につきまして、児童青少年センターを設置していく計画は今のところございません。ただ各地域のコミュニティ・スクール推進の中で、地域の方が子どもたちの勉強する場所を作っていくという活動が進んでおります。豊栄では地域センター等を活用して地域の方が自習を見守るという活動もなされておりますので、そういった形で、様々な既存施設を活用して、地域の方々の力を借りながら子どもの自習できる場所、子どもの居場所というものを展開していきたいと考えております。
- 島本委員：ありがとうございます。
- 市場教育長：ほかにはありませんか。
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。

報告第1号 令和7年度文部科学大臣優秀教職員表彰について

- 市場教育長：それでは、報告事項に移ります。報告第1号令和7年度文部科学大臣優秀教職員表彰について、説明をお願いいたします。
- 鷹橋学事課長：報告事項資料の1ページをご覧ください。学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員の功績を表彰する文部科学大臣優秀教職員表彰において、本市から被表彰者が1名決定しましたのでご報告いたします。被表彰者は、東広島市立向陽中学校教諭飯垣 和義で、学習指導分野での受賞です。功績につきましては、資料に記載のとおりでございます。2表彰式についてですが、令和8年1月20日火曜日に東京大学安田講堂で行われました。報告は以上です。よろしくをお願いいたします。

- 市場教育長：ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 島本委員：専門の科目は何でしたか。
- 鷹橋学事課長：理科の教諭です。
- 島本委員：わかりました。沖縄が初任だったんですね。ありがとうございます。
- 市場教育長：ほかにはありませんか。

報告第2号 令和7年度教育推進指定校における研究公開のまとめについて

- 市場教育長：それでは次に、報告第2号令和7年度教育推進指定校における研究公開のまとめについて、説明をお願いいたします。
- 西村指導課長：報告事項の2ページをご覧ください。令和7年度教育推進指定校における研究公開のまとめについてご報告いたします。委員の皆様におかれましては、公私ご多用の中、研究公開にご参加いただき、誠にありがとうございました。令和7年度は、教育推進指定校の7校が研究公開を行い、市内の小中学校等を中心に総計1,251名の参加がありました。各学校においては、それぞれの教育課題の解決に向け、学校や児童生徒の実態に即した教育研究を推進するとともに、各学校の特色が発揮された提案性のある研究会を公開していただきました。
教育推進指定校制度は、昭和54年に開始いたしました。活発な授業研究が継承される本市の学校教育の基盤であり、第6次学校教育レベルアッププランに掲げる「探究心をもち、子供とともに学び続ける教職員」の育成に資する重要な取組の一つです。今後も、各学校の教育研究を支援するとともに、優れた実践を広く普及することで、東広島教育の更なる充実につなげて参りたいと考えております。報告は以上です。
- 市場教育長：ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 京極教育長職務代理者：私も半分しか参加できなかったんですけども、例年より中身が充実していたと感じました。今年度特に変わってきた点のようなものはあるのでしょうか。
- 西村指導課長：今年度特に方向性があったものとしては、個別最適な学びというところでは、例えば自由進度学習や個に応じた学びです。そして、協働的な学びというところでは、例えば西条中学校であれば自分で選択し、その後生徒同士が意見を共有し、協働して学びを高めていくという方向性が見られたのがとても大きい、新しい取組であると感じました。このことについては、ICTを基盤にしながら充実させるよう、国でもいってございまして、来年度さらに個別最適な学び、協働的な学びというところで充実を図りたいと思っております。
- 京極教育長職務代理者：3校分しか参加していませんが、そういった点をすごく感じたので、これから大事なことだと思いました。
- 柏崎委員：研究発表について、保護者はこんなことをしていることを知らなかったで

す。実際に見てみると、先生たちが本当に熱意を持ってされていることがひしひしと伝わってきていて、東広島の教育はすごいな、とても素晴らしいと思いながら見せていただきました。ホームページなどでこういった研究大会をして先生たちも勉強してレベルアップをしていることをぜひ発信していただけたらなと思います。

- 西村指導課長：先生方が頑張っている姿を見てそのように思っていたことがとてもありがたいなと思います。学校自体もホームページ等で発信し、教育委員会も、今年はこういった研究会があることをプレスリリースしたところです。広く発信して先生方や学校の頑張りが伝えられるように心がけたいと思います。ありがとうございます。
- 柏崎委員：ありがとうございます。
- 棚橋委員：今のお話ですとこの研究会は、決して学校関係者、教育関係者だけでなく、保護者とか一般にも公開されているのでしょうか。それとも教育関係者の研究会と考えた方が良いでしょうか。
- 西村指導課長：基本的には教育関係の方を対象に研究公開をしているところです。学校によっては、規模の違いもあるので一律には言えないんですが、例えば手伝いに来ていただいたPTAの方が授業参観されるケースもあります。おっしゃるように一般に公開するというのも今後学校の方とも話をしていきたいです。
- 棚橋委員：よくわかりました。なぜそのようなことをお尋ねしたかという、その学校の保護者の方は、当然自分の子どもを預けている学校の先生方がどんなことをされているか、一生懸命されている姿を見ることができるのは学校への理解も進むし、良いことだと思うんですね。
それだけでなく、人数制限は必要かもしれないけれども、東広島の場合は、いくつか教員を養成している大学もあって、日々教員を目指している学生もいらっしゃるじゃないですか。学生に、教職というのは、生涯にわたって学び続ける職業なんだ、現職で教壇に立っている先生方はこのようにお互い研修して自分の教師としての資質能力を磨き続ける、こういう職業なんだという姿を見せるすごくいい場にもなると思いますね。だから、最初に言いましたように人数制限は必要ですが、ある程度、地元の学生も希望があれば参加できますというシステムもあっていいのかなと思ったので、お尋ねしたところです。お尋ねただけで強い要望までには至っておりませんが。
- 西村指導課長：ありがとうございます。研究の際に例えばどこかの大学の先生にお世話になって、大学生や院生の方が来られるというのはよくあることなんですが、今のお話は、東広島の近隣の大学からということだったと思います。ご助言いただいたところをまた活かして参りたいと思います。
- 島本委員：研究会について、初任者からベテランの人まで全員授業ということで午前からした学校があったと思います。若い時からそのように研究公開を経験すると

というのはとても良いことだと思います。多分、隣のベテランの先生のところにはたくさん人が来たけど自分のところは少なかった、そういった経験も、いつか自分のところにもたくさん見に来てもらえるようになろう、というような自分の向上心にもなると思うので。

あとは、研究会そのものの進め方とか、全体会の仕構えとか、これから主任になる人は案内の出し方や配慮の仕方とか、研究会をすることで、教科の授業だけじゃなくて、おもてなしを含めて色々なことが勉強できますよね。ぜひ東広島の良さとして続けていけたらいいなと思います。

それから、去年は子どもたちがタブレットを使っている場面が少なかったので、どんどんそういったものを使える授業をしてほしいということで、今年はいくつか使う授業があったと思いますが、タブレットを使うように先進的な工夫をされていたとか、去年よりもこんな面が盛んだったという点がありますか。

- 西村指導課長：昨年度と比較して、活用率は少しずつ上がっているところなのですが、個別最適な学びということで、個がタブレットを活用しながら意見交換もしながら、協働的な学習にもっていくところ、一人一台端末、個別最適な学びというところで、特に单元内自由進度学習などの場面で、今回の研究会ではよく見られたと思っております。
- 島本委員：振り返りのところで随分使われているなと感じました。
- 西村指導課長：ご指摘のとおり振り返りのところでも、振り返った内容が蓄積されていき、子どもたちが自分の足跡を振り返ることができる点で工夫されていたと思います。
- 市場教育長：ほかにはありませんか。

報告第4号 専決処分の報告について

- 市場教育長：それでは次に、報告第4号 専決処分の報告についてですが、当日追加資料として別冊で用意しております。
それでは、説明をお願いいたします。
- 今井指導課参事：損害賠償の額を定めることについて、専決処分をいたしましたので報告いたします。資料6ページをご覧ください。1の専決処分の内容でございますが、損害賠償の額は18万8,000円、債権者は記載のとおりでございます。2の専決処分年月日は、令和8年1月26日でございます。
7ページでございます。事故の概要でございますが、令和7年11月26日、西条中学校の校庭において野球部が朝練習を行っていた際、打球が防球フェンスを越え、国道486号線を走行中の軽自動車の屋根等に衝突し、当該軽自動車を損傷させたものでございます。報告は、以上でございます。
- 市場教育長：ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 島本委員：事故だからもうどうしようもないですけど、防球ネットについて、高さの

決まりや子どもが打ったら想定される高さがあるのでしょうか。超えちゃいけないですよ。運転していたらボールが飛んできたんですよ、びっくりしますよね。実際に打った子どもも色々な思いがありそうですが、防球ネットの高さは決まっているのかお聞きしたいです。

- 細本教育総務課施設安全担当課長：野球の場合の、ホームベースから打つときのフェールボールとか、打球の飛んでいく高さを考えて、ホームベースの周辺は、防球ネットという高いものを置いております。学年に応じた打球の高さを考慮して、外野に行くほど高さを下げていくというところで、基準はありませんが、飛距離や高さなどを勘案してフェンスの高さを決めております。確か西条中学校は高さ5メートルだったと思うんですが、要は飛距離などに応じたものをきちんと設置していたんですけども、向きなどが悪かったようで、飛んでしまったこともあり、不運な事故だったようです。
- 今井指導課参事：補足です。防球ネットの高さももちろんですが、例えばグラウンドの外野の方にテニスコートがあったり、他の部員も活動していたりしますので、本来野球部は、活動中は、例えば木のバットのように飛びにくいバットを使うとか、そういった配慮をしてフェンスを越えないこと以外にも色々な安全面に配慮して取り組んでおります。この日が、テニス部がいなかったこと、ちょうど大会前ということで飛距離が出やすいバットを使用したなどの経緯もあったので、学校としてもできる対策がある、そういったところについて、今声をかけて、活動を継続しているところでございます。

その他ア 第41回東ひろしま新春駅伝競走大会の結果報告について

その他イ 「ポップ・アート 時代を変えた4人」の開催について

その他ウ 令和7年度東広島市「二十歳のつどい」の結果報告について

その他エ 次回教育委員会定例会の日程について

- 市場教育長：それでは、「その他」に移りたいと思います。この度は、個別案件についての説明は省略させていただきますが、特に伝えたいことが事務局からありますか。

続きまして、次回教育委員会定例会の日程について、説明をお願いいたします。

- 武上学校教育部次長兼教育総務課長：次回の定例会の日程でございますが、2月は、26日木曜日15時から、北館会議室201でお願いしたいと思います。次々回3月は、3月26日木曜日15時30分からで調整をお願いしたいと思います。説明は以上でございます。
- 市場教育長：ありがとうございました。

それでは次回は、2月26日木曜日15時から、北館会議室201で決定いたします。

次々回は、3月26日木曜日15時30分からをご提案いたしました。委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、よろしくお願いいたします。

その他、事務局からありますか。

その他、委員の皆様からございますか。

- 柏崎委員：二つほどあります。いきいき子どもクラブについてです。先ほどもありましたけど、いつも子どもたちのために放課後の居場所を考えてくださってありがとうございます。以前から、保護者の中からちらほら声が上がっていましたが、いきいきの中で先生の目が届かないところで、いじめとまではいかないまでもちょっとからかいがあつて困っているという声が聞こえてきています。先生の目が無いので、学校ではしないけれどいきいきではする、ということもあるようです。働いているので親同士のつながりが薄く、親の対応が難しいみたいです。学校の先生に相談しても、いきいきのことなので具体的な対応が難しいみたいですし、いきいきの先生もしっかり対応するのも大変だという様子ようです。具体的な解決策は浮かばなかったんですけど、学校といきいきで情報を共有するとか、連携をもう少し強めていただけたらありがたいなと思います。もしいきいきの先生に相談しても解決が少し難しいトラブルはどちらに相談したらよいでしょうか。どこか窓口があれば教えていただければと思います。
- 今井指導課参事：学校のいじめ対応についてなんですが、例えば学校外でいじめが起こった場合も学校の人間関係に関わる場合は、学校に相談していただけたら、やはり学校の中でできる手立ては行います。いきいきに入って行って何か言うということとは少し違うとは思いますが、学校の中でできることはさせてもらいたいと思っております。
- 柏崎委員：わかりました。中々学校から直接というわけにはいかないと思うんですが、少し目をかけていただけたらなと思います。
- 市場教育長：いきいきと学校との情報共有というのはあるんですか。
- 今井指導課参事：それぞれの場所や学校によって違いますが、ある程度連携は行われております。
- 柏崎委員：ありがとうございます。ぜひ、少し見てあげていただけたらと思います。あともう一つ、テレビで話題になっている広島県の小学校6年生のヤングケアラーの件についてです。このケースには既に行政や教育委員会で対応するという報道があるので一先ず安心しているんですが、そういった子どもの一番身近な大人が学校の先生になると思います。もしヤングケアラーの子どもたちがそういった状況から逃げたいと思ったときは学校の先生に相談するほかに、どこか頼りになる窓口はありますか。また、近所の人で、地域の心配な子どもを見かけたり、確信はなかったり他所の子どものことだし、と迷うような状況のときに大人が相談できる窓口はあるか教えてください。
- 今井指導課参事：ヤングケアラーについては、学校現場でも令和4年度から教職員の方もそういった視点で、昔は手伝いと言われていたものも、やはり子どもが過度な負担を強いられている場合には手立てがいろいろということや、どんな声掛

けをしたらいいか、という研修をしております。

そういう中で、学校が発見した場合や、先ほどご質問のどこが窓口かというところでは、東広島市ではHOTけんステーション、あるいは「189」（いちはやく）の児童相談所などどこかにとにかくSOSを出していただけたら、連携して取り組むようになっております。

実際、現在地域共生推進課の方々も、特に中学校ですが学校に行かれて、福祉と学校の連携を深めようという取組や、中学校3年生は義務教育が終わりますが、卒業後も居場所ができるように、そういったところを含めて教育委員会と福祉機関の方とも横の連携をしております。どこかにSOSを出していただけたら、そういったところで繋がり、支援を考え、取り組んでいきたいと思っております。

- 柏崎委員：ありがとうございます。本人も、お手伝いでよかれと思ってしていて、どんどん苦しくなってくることもあるかと思imasuので、ぜひ地域の方もやりたいと思imasuが、近くの先生見守っていただけたらと思imasu。

議案第1号 令和8年第1回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

【非公開】

報告第3号 令和7年度東広島アザレア賞の表彰について

【非公開】

閉会 午後3時8分